

令和8年度あおもりローカル鉄道付帯事業支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度あおもりローカル鉄道付帯事業支援業務

2 委託業務の目的

沿線人口の減少等により、県内ローカル鉄道事業者である青い森鉄道株式会社、弘南鉄道株式会社、津軽鉄道株式会社（以下、県内ローカル鉄道事業者）の運輸収入は厳しい状況にあり、持続可能な鉄道運行を維持するためには、従来の鉄道事業に依存しない新たな収入源の確保が必要となる。

また、近年のインバウンド需要の回復、特に台湾からの旅行客の増加は、県内ローカル鉄道にとって大きなビジネスチャンスである。

本業務は、県内ローカル鉄道事業者が持つ独自のコンテンツを活用した商品の魅力を再発掘・ブラッシュアップし、台湾からの旅行客をターゲットとした市場調査や、県内ローカル鉄道事業者間の連携による共同商品開発等を行う。

これにより、県内ローカル鉄道事業者の付帯事業収入の増加を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月17日（水）まで

4 業務内容

受注者は、発注者及び県内ローカル鉄道事業者と緊密に連携し、以下の業務を行うものとする。

(1) 県内ローカル鉄道事業者へのヒアリング及び現状分析

ア 県内ローカル鉄道事業者へのヒアリングの実施

現在販売している既存商品の売上状況、生産体制および新商品・販路開拓に対する意向やリソースの有無の洗い出し

イ 沿線の地域資源（観光資源、伝統工芸、農水産物等）の確認と商品ポテンシャルの評価

(2) 台湾からの旅行客をターゲットとした市場調査

ア 台湾からの旅行客の購買動向、好まれる味覚・デザイン・価格帯、ローカル鉄道やお土産に対するニーズの調査・分析

イ 来県した台湾観光客に向けた効果的なアプローチ手法の検討

(3) 県内ローカル鉄道事業者が連携した新規商品開発（2～3点）

ア コラボレーション商品の企画・開発

県内ローカル鉄道事業者が連携・コラボレーションした新規商品（グッズ、飲料等）を2～3点企画・開発する。

※1 企画・開発する商品は台湾からの旅行客をターゲットとしたものである必要はない。

※2 企画・開発する商品は県内ローカル鉄道事業者との調整によっては、本委託業務期間中に販売開始される可能性があることを想定すること。

※3 企画・開発する商品の試作品作成に関する費用は、本委託業務費に含めるものとする。

イ 原材料の選定、製造ベンダー（県内企業等）とのマッチング、パッケージデザインのコーディネート、価格設定等の実施

(4) プロモーション・マーケティング支援

ア 4（3）にて開発した商品の販促物（チラシ、POP等）の企画・デザイン制作

(5) 自走化に向けた体制構築

ア 4（3）で開発した商品について、委託期間終了後も、県内ローカル鉄道事業者が自律的に販路を開拓・維持できるように、簡易マニュアルの作成や担当者へのレクチャーの実施

5 成果品

受注者は、以下の成果品を指定期日までに提出すること。

なお、各成果品の指定期日は個別に発注者と協議の上、決定するものとする。

(1) 業務実施計画書

(2) 県内ローカル鉄道事業者へのヒアリング及び現状分析結果報告書

(3) 台湾市場調査報告書

(4) 業務実施に当たり制作した著作物・デザイン等の一式及びその編集可能な電子データ（Adobe Illustrator(ai データ）、JPEG等）

(5) 自走化のためのノウハウ共有マニュアル

(6) 業務報告書（紙1部及び電子データ）

6 著作権等知的財産権の取扱い

(1) 受注者は、本委託業務の実施のために必要な受注者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権について、当該権利の利用に当たり、支障の無いよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受注者の責任により対処すること。

(2) 受注者は、本件成果品が第三者の著作権、商標権、その他いかなる権利も侵害していないことを保証しなければならない。第三者から権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責めにおいて解決するものとする。

(3) 本委託業務における成果品に関するすべての著作権については、発注者及び受注者ならびに県内ローカル鉄道事業者にて、別に著作権譲渡契約書を締結するものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(2) 守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8 その他留意事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うこと。